



河川の利用には『ルール』が必要です。

届け出
(一部)

自由使用

許可使用

河川の利用には、魚釣りや散歩など、他に迷惑をかけない一般的な利用で誰でも自由に行うことができるものと、川の水や河川敷を勝手に占用したり、土砂などを持出す、あるいは土地の形状の変更を行うことなど許可が必要になるものがあります。

自由使用

川の中での水遊び、魚釣り、散歩、サイクリングなど、他の人の河川利用の妨げとならない使用は自由に行えます。ただし、行事やイベントなどに使用する場合は、国土交通省の各出張所に「届け出」が必要です。

許可使用

土地の掘削や盛土、工作物の新築・改築など排他独占的な使用は「許可」が必要となります。

自由使用（許可がいらぬ行為等）



魚釣りなど



サイクリングなど

自由使用でもこんな利用の時は『届け出』が必要です。



キャンプ大会など



防火訓練などを行う場合

手続き

届出人



出張所

許可使用（許可が必要な行為等）



河川敷地の形状の変更など



橋梁などの工作物の新改築

手続き

申請書



出張所



河川関係事務所



九州地方整備局